

検討会の開催経緯・目的

- 「労働基準法施行規則第35条専門検討会」は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2に掲げる業務上疾病の範囲について、昭和53年以降、定期的に医学的な検討を行っているもの。（今回は平成20～21年度に開催。）
- 前回の検討会以降の新たな医学的知見の状況を踏まえ、別表第1の2に新たに追加すべき疾病があるか否かを検討。

主な検討疾病

「化学物質による疾病に関する分科会」で検討した疾病

- ① 労働安全衛生法施行令別表第9に掲げられた安全データシートの交付義務のある化学物質（640物質）のうち、別表第1の2に規定されていない48物質による疾病
- ② ILOの職業病の一覧表の改訂（平成22年）により、新たに追加された9疾病のうち、別表第1の2に規定されていない「化学的因子による疾病」（3疾病）、「職業上のがん」（4疾病）
- ③ 平成15年の本検討会報告書で、長期的ばく露による慢性影響が明らかでない等として別表第1の2に追加する必要がないとされた「化学的因子による疾病」（4疾病）、「職業上のがん」（1疾病）
- ④ 理美容の業務において使用されている化学物質のうち、分科会が選定した2物質による接触皮膚炎

「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」で検討した疾病

検討結果

「アジ化ナトリウム」ほか16物質による疾病を追加【報告書3頁、17頁（番号1～17）参照】

「ベリリウム及びその化合物による肺がん」を追加【報告書3頁、18頁（番号1）参照】

「タリウム及びその化合物による皮膚障害等」を追加【報告書3頁、17頁（番号18）参照】

追加しない（因果関係が明らかではない）
【報告書4頁参照】

「1,2-ジクロロプロパンによる胆管がん」
「ジクロロメタンによる胆管がん」を追加
【報告書5頁、18頁（番号2、3）参照】